

イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、企業等における男性の育児休業等取得を促進するため、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」(平成26年8月24日要綱制定)により登録した事業者(以下「やまぐちイクメン応援企業」という。)に従事する男性従業員が、育児休業等を取得した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「育児休業等」の定義は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)及び法第24条第1項に規定する休暇制度(以下「育児休暇」という。)をいう。

(支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者はやまぐちイクメン応援企業とし、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1)常時雇用する労働者の数が300人以下であること。
- (2)就業規則等に育児休業等についての規定を設けていること。
- (3)法の規定を遵守していること。

(対象となる男性従業員の育児休業等取得者)

第4条 奨励金の対象となる育児休業等取得者は、前条に規定する支給対象事業者と雇用契約があり、次の各号のすべてに該当する男性従業員とする。

- (1)県内の事業所に勤務していること。
- (2)平成27年4月1日以降に、育児休業等を新たに取得し、当該休業終了後に現職等に復職していること。

(支給期間及び支給額)

第5条 奨励金は、男性従業員の育児休業等取得期間に応じ、次表のとおり支給する。

	取得期間		奨励金額
育児休業	5日以上	2週間未満	100千円
	2週間以上	1箇月未満	200千円
	1箇月以上		300千円
育児休暇	5日以上		100千円

(支給の申請)

第6条 奨励金の支給を希望する事業者は、第4条第2号に定める復職の日から起算して3箇月以内又は当該復職日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、イクメンパパ子育て応援奨励金支給申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

- (1)育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (2)男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3)育児休業等を取得した男性従業員の出勤簿等の写し(育児休業等の状況及び復職後の出勤状況が確認できるもの)
- (4)育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類
- (5)育児休業等に係る就業規則等の写し
- (6)その他知事が必要と認める書類

(支給の決定通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の支給)

第8条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第5条に規定する奨励金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第9条 申請書を提出した事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

(1) 対象となる男性の育児休業等取得者について、国が設ける育児休業取得の促進を目的とする出生時両立支援助成金を受給した場合又は受給する見込みのある場合

(2) 虚偽の申請をした場合

(3) 当該事業者が、適正な雇用管理を行っていないと認められる場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 奨励金を支給しないことと決定したときは、イクメンパパ子育て応援奨励金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者及び対象となった育児休業等取得者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日以前に開始した育児休業であって、取得期間が5日未満であるものに係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。